使用前検査対象の構造設備等一覧

(病院、入院施設を有する診療所)

(病院、人院施設を有す	# る診療別) 根拠条文(※1)				<u> </u>	
構造設備名	病院有床診療所			使用前検査	備考	
	医療法	同法施行規則	医療法	同法施行規則		P10 3
各科専門の診察室	21①	20(1)			0	
手術室	21①	20(2),(3)			0	 2
処置室	21①	20(4)			0	
 臨床検査施設	21①	20(5),(6)			0	
エックス線装置	21①	20(7)			0	
調剤所	21①, 23	16①(14)	23	16①(14)	0	
消毒施設	21①	21(1)		9 ()	0	
給食施設	21①	20(8),(9)			0	
洗濯施設	21①	21(1)			0	
分べん室	21①	_			0	% 3
新生児の入浴施設	21(1)	_			0	 %3
	22	21の5(1)			_	,1(G
集中治療室	22の2	22の3(1)			O ^{**4}	
化学、細菌及び病理の検査	22	21の5(1)			 	
施設	22の2	_				
	22	21の5(1)				地域医療
病理解剖室	22の2	_			1 -	支援病院
	22	_				· 特定機能
研究室	22の2	_			1 –	病院
	22	_				-
講義室	22の2				┥ - '	臨床研究 中核病院
	22	_			_	中核构成
図書室	22の2	_				
医薬品情報管理室	22	22				
	22	22の4			1 —	
救急用又は患者輸送用自	22	22			_	地域医療支援病院
<u>動車</u>					· / /	
無菌状態の維持された病室	22の2	22の4			O ^{**4}	特定機能病院
検査の正確性を確保するための設備を有する臨床検査 施設	22の3	22の8			0	臨床研究中核病院
診療の用に供する電気、光 線、熱、蒸気又はガスに関 する構造設備	23	16①(1)	23	16①(1)	0	
放射線に関する構造設備	23	16①(1),第4章	23	16①(1),第4章	0	
病室	23	16①(2),(2)の 2,(3),(4),(6),(7)	23	16①(2),(2)の 2,(3),(4),(6),(7)	0	
機械換気設備	23	16①(5)	23	16①(5)	0	
患者の使用する屋内の直通 階段	23	16①(8),(9)	23	16①(8),(9)	0	
避難階段	23	16①(10)	23	16①(10)	0	
患者が使用する廊下	23	16①(11)	23	16①(11)	0	
消毒設備(感染症病室又は 結核病室専用)	23	16①(12)	23	16①(12)	0	
歯科技工室	23	16①(13)	23	16①(13)	0	
防火上必要な設備	23	16①(15)	23	16①(15)	0	
消火用の機械又は器具	23	16①(16)	23	16①(16)	0	
磁気共鳴画像診断装置 (MRI)	_	_	_	_	_	

(療養病床を有する病院・診療所)

	<u>し ロンカホノノー/</u>		/			
	根 拠 条 文					I
構造設備名	病院		有床診療所		使用前検査	備考
	医療法	同法施行規則	医療法	同法施行規則		
機能訓練室	21①	20(11)	21②	21の3	0	
談話室	21①	21(2)	21②	21の4	0	
食堂	21①	21(3)	21②	21の4	0	
浴室	21①	21(4)	21②	21の4	0	

(入所施設を有する助産所)

構造設備名	根	拠 条 文	使用前検査	備考	
	医療法	同法施行規則	使用削快直	佣石	
入所室	23	17①(1)·(2)	0		
入所する母子が使用する屋 内の直通階段	23	17①(3)	0		
避難階段	23	17①(4)	0		
分べん室	23	17①(5)	0		
防火上必要な設備	23	17①(6)	0		
消火用の機械又は器具	23	17①(7)	0		

- ※1 根拠条文中、アラビア数字は条を、○囲み数字は項を、()囲み数字は号を示す。
- ※2 外科(組み合わせによるもの含む)、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、 小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科の診療科名中1つを有する病院 又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院
- ※3 産婦人科又は産科を有する病院
- ※4 地域医療支援病院又は特定機能病院における集中治療室及び特定機能病院における無菌状態の維持された病室 については、病室として用いられていることから、病院としての検査対象に該当する。

構造設備の変更及び変更後の使用にあたっての留意事項

1 変更許可の対象となるもの

開設許可事項変更許可申請書により、変更の手続きが必要とされるものは、工事を伴う構造設備の変更のほか、<u>診療用エックス線装置の更新、部屋の用途変更や名称変更など工事を伴わない設備変更(許可病床数が変更しない場合であって</u>も、病室内の病床数を変更させるとき)も含まれること。

2 病院及び有床診療所における構造設備の変更後の使用許可申請

変更した構造設備(別表に規定するものに限る。)を使用する場合には、川崎市長の許可が必要となるため、当該許可を受けるまでの間は、変更に係る構造設備の使用をしてはならないこと。

なお、使用許可申請時には、手数料を所在地の区役所衛生課まで納付する必要があること。

(手数料) 病院 43,000円 有床診療所 22,000円 助産所 16,000円

3 申請時期

開設許可事項変更許可申請は、当該構造設備の変更(工事)開始日の少なくとも2週間前までに行うこと。また、使用許可が必要となる構造設備にあたっては、使用開始日の2週間前を目処に申請し必ず許可を受けること。上記申請については十分な余裕をもって行い、日程等については担当者と調整すること。

※原則、工事が完了していなければ申請できません。

(参考法令)

〇医療法第7条第2項

病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別(以下「病床の種別」という。)その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産師でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。

〇医療法第27条

病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

〇医療法第89条第1号

次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、・・・省略・・・、第二十二条の三第二号若しくは第五号又は**第二十七条**の規定に違反した者

〇医療法施行規則第23条〔使用前の検査の実施〕

都道府県知事は病院、診療所又は助産所の開設者から法第二十七条の規定による検査を受けたい旨の申出があったときは、 特別な事情がない限りその申出を受けた日から十日以内に同条の検査を行わなければならない。